

清瀬市地域防災計画修正方針（案）概要

1 修正の背景・目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、清瀬市防災会議が、策定する計画である。

現行計画策定以降、東京都において平成30年に地域防災計画（火山編）、令和元年に地域防災計画（震災編）、令和3年に地域防災計画（風水害編、大規模事故編及び原子力災害編）が修正されたことや災害対策基本法等の関係法令が改正されたこと等を踏まえ、これらの法令、計画等に対応するとともに、近年の災害から得られる取組事例の教訓を踏まえ、清瀬市の特性を考慮した実行性のある清瀬市地域防災計画に修正する必要がある。

2 修正方針

- ① 新たに改正された法律等との整合（災害対策基本法、水防法、土砂災害防止法、防災基本計画、防災に関する指針・ガイドライン等）
- ② 東京都地域防災計画、水防計画等との整合、③ 清瀬市の防災関連計画及びマニュアルの修正等との整合、④ 最新の清瀬市事務分掌との整合
- ⑤ 庁内各課・防災関係機関・防災会議委員の意見の反映、⑥ 大規模災害の教訓等の反映

3 主な計画修正の概要

震災対策編		風水害編	
<p>第1部 総則</p>	<p>◆時点修正等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口をはじめとした各種統計データの更新 ・都で検討中の被害想定の実施結果を踏まえ、被害想定を更新 	<p>第2部 風水害予防計画</p>	<p>◆風水害時の防災行動の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京マイ・タイムラインの普及拡大に向けた取組を記載 ・ハザードマップ等を活用した居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知することを記載
<p>第2部 施策ごとの具体的計画</p>	<p>◆在宅避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅避難に備えた市民による日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）の推進について記載 <p>◆応援・受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドラインを踏まえた応援・受援体制の整備について記載 <p>◆情報伝達体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都が提供する防災Twitter及び東京都防災アプリなどの情報提供ツールも活用することを記載 ・コミュニティーFM局と災害時の放送に関する協定を締結し、広報を依頼することを記載 <p>◆新型コロナウイルス感染症対策の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段ボールベッドやパーティションの備蓄など、避難所における新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策に関して記載 <p>◆要配慮者・避難行動要支援者支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の努力義務化について記載 <p>◆医療救護対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅人工呼吸器使用者への対応を追加し、安否確認や在宅療養支援等について記載 	<p>第3部 災害応急対策計画</p>	<p>◆避難体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年から導入された5段階の警戒レベルによる情報提供を導入する旨を記載 ・令和3年5月に示された国の指針を踏まえ、「避難準備情報」を「高齢者等避難」に修正し、「避難指示」及び「避難勧告」を「避難指示」に一本化して記載
		<p>第6部 火山対策計画 【新設】</p>	<p>◆火山対策計画（富士山等噴火降灰対策編）の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が発する火山（降灰等）に関する情報の収集・伝達に努めるとともに、必要となる宅地の降灰対策や火山灰の収集及び運搬について定める。
		<p>大規模事故編 【新設】</p>	
		<p>◆大規模事故編の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険物関係」「航空機」「鉄道」「ガス」の事故など人命救助や被害の軽減を図るため、特に応急対策が重要となる大規模事故時の対応について定める。 	